

児童手当制度が一部変更になります

【1. 現況届が原則不要になります】

これまで毎年6月中に提出を求めていた現況届が提出不要となります。

◎ただし、次の①～⑤の方は引き続き現況届の提出が必要です。

- ①離婚協議中で配偶者と別居している方
- ②配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- ③支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ④法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ⑤その他、状況を確認する必要のある方

※該当する方へは例年どおり現況届を送付しますので、期日までに提出をお願いします。期日までに提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。

【2. 所得が基準額以上の世帯は、特例給付が受けられなくなります】

令和4年10月支給分(6月～9月分)から新たに所得上限が設けられ、児童を養育している方の所得が下記の表の「(B)所得上限限度額」以上の場合、資格消滅となり、児童手当等は支給されません。※扶養親族等の人数が4人以上の場合の限度額は、1人増えるごとに所得額に38万円を加算した額になります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は各種控除後の所得額で所得制限を確認します。

●児童手当等が支給されなくなった後に、所得が「(B)所得上限限度額」を下回った場合、改めて認定請求書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。(同一年度内に税更正を行い、所得が変更になった場合も同様です。)

【3. 新たに変更届の提出が必要となる場合があります】

令和4年6月以降に次のような事項があった方は速やかに届け出てください。

- 野木町外に住民票がある配偶者や児童の氏名・住所が変わったとき(国外転出入を含む)
 - 婚姻や子の実親との事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者等を有するようになったとき
 - 離婚などにより、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
 - 児童を養育しなくなったことなどにより、対象となる児童がいなくなったとき
 - 退職・就職などにより、受給者の加入する公的年金が変わったとき(公的年金とは、厚生年金、国民年金、私立学校職員共済、公務員共済などを指します。なお、転職等を行っても、年金の種類が変わらなければ手続不要です)
 - 受給者の方が公務員になったとき
 - 退職等により公務員で無くなったとき
- ※必要な届出が遅れたために過払いが発生した際は過払い分を返還していただきます。また、遅れた月分の手当が受け取れなくなる場合もありますので、速やかにお手続きをお願いします。

問住民課 ☎(57)4141

	(A)所得制限限度額		(B)所得上限限度額	
	下記の所得以上だと、 児童1人につき月5,000円支給 (従来どおり)		下記の所得以上だと、 支給なし(新設)	
扶養親族等の人数	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人 (児童1人の場合 等)	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736万円	960万円	972万円	1,200万円